**○国土交通省告示第四百六十一号**

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第五十条の二第三項の規定に基づき、航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年六月十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示の一部を改正する告示

航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示（平成十二年運輸省告示第三百三十三号）の一部を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表一

| 技能証明、技能証明の限定の変更、計器飛行証明又は操縦教育証明 | 航空機の種類、等級若しくは型式又は業務の種類 | 教育の種類及び教育科目 | | 教育時間又は回数 |
|---|---|---|---|---|
| （略） | | | | |
| 一等航空運航整備士の資格に係る技能証明 | 飛行機又は回転翼航空機 | 学科教育 | 一　機体及び電子装備品等に関する一般知識<br>二　発動機に関する一般知識<br>三　航空法規等<br>四　整備の基本技術に関する基礎知識 | 七百二十五時間 |
| | | 実技教育 | 一　整備の基本技術に関する基礎技術<br>二　整備に必要な一般的知見<br>三　整備に必要な基礎技術<br>四　航空機の日常点検作業に関する技術<br>五　動力装置の操作（燃料の燃焼により動力装置を駆動させて行う作動点検に係るものを除く。）に関する技術 | 八百九十五時間 |
| 二等航空運航整備士の資格に係る技能証明 | 飛行機又は回転翼航空機 | 学科教育 | 一　N類の航空機の機体及び電子装備品等に関する一般知識<br>二　小型の発動機に関する一般知識<br>三　航空法規等<br>四　整備の基本技術に関する基礎知識 | 四百十時間 |
| | | 実技教育 | 一　整備の基本技術に関する基礎技術 | 五百四十時間 |

改正前

別表一

| 技能証明、技能証明の限定の変更、計器飛行証明又は操縦教育証明 | 航空機の種類、等級若しくは型式又は業務の種類 | 教育の種類及び教育科目 | | 教育時間又は回数 |
|---|---|---|---|---|
| （略） | | | | |
| 一等航空運航整備士の資格に係る技能証明 | 飛行機又は回転翼航空機 | 学科教育 | 一　機体及び電子装備品等に関する一般知識<br>二　発動機に関する一般知識<br>三　航空法規等<br>四　整備の基本技術に関する基礎知識 | 五百七十時間 |
| | | 実技教育 | 一　整備の基本技術に関する基礎技術<br>二　整備に必要な一般的知見<br>三　整備に必要な基礎技術<br>四　航空機の日常点検作業に関する技術（新設） | 六百九十時間 |
| 二等航空運航整備士の資格に係る技能証明 | 飛行機又は回転翼航空機 | 学科教育 | 一　N類の航空機の機体及び電子装備品等に関する一般知識<br>二　小型の発動機に関する一般知識<br>三　航空法規等<br>四　整備の基本技術に関する基礎知識 | 三百五十時間 |
| | | 実技教育 | 一　整備の基本技術に関する基礎技術 | 四百時間 |